

長崎県水素等関連産業進出促進事業計画認定要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、今後、市場拡大が見込まれる水素関連産業において、他社と連携した技術開発等を実施し、需要の獲得と水素市場への新規参入を推進するために、企業間連携を図り、自発的な取組を行う水素等関連産業進出促進事業計画（以下「事業計画」という。）の認定について、必要な事項を定める。

(認 定)

第2条 事業計画について、知事の認定を受けようとする者は、本要領に定める手続きにより認定申請を行わなければならない。

(申 請)

第3条 認定を受けようとする者は、申請期間内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 認定申請書（様式第1号）
- (2) 参加県内企業の概要（様式第2号）
- (3) 事業計画書（様式第3号）
- (4) 県税に未納がないことを証明する納税証明書又は申出書（様式第4号）
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する納税証明書又は申出書（様式第4号）
- (6) 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- (7) 会社案内

(申請の募集)

第4条 県は、期間を定め、認定を受けようとする者からの申請を募集する。

(申請対象者)

第5条 認定申請ができる者は、本県内において申請にかかる事業を実施する者であり、水素等関連産業に進出しようとする、原則、県内に本社又は事業拠点を有する企業、県内に本社又は事業拠点を有する企業を含むグループ等とする。

2 長崎県産業振興財団が事務局を務める「水素事業化研究会」に入会していること。

(申請要件)

第6条 認定を受けようとする者は、自らの技術開発等による受注の獲得や販路の拡大に向けた自発的な取組を通じた需要の獲得と県内の水素等関連企業への波及効果が見込める事業計画を、第3条第3号に定める事業計画書（様式第3号）により県に提出すること。

2 当該事業計画は、今後5年以内の事業化を目標とする計画であること。

3 第5条に該当する者は、次の各号に定める水素等関連産業分野の事業計画に取り組む者であること。

- (1) 水素製造関連
- (2) 水素貯蔵・運搬関連
- (3) 水素利活用関連

(審査会)

第7条 知事は、審査会を設置し、申請があった事業計画について、審査を行う。

2 審査会は、付託された申請事業計画について、次の各号に掲げる事項を審査し、審査結果を知事に報告する。

- (1) 事業計画の実現可能性
- (2) 国内需要の獲得
- (3) 県内水素等関連企業への波及効果
- (4) その他審査会において必要と認めた事項

(認定の通知)

第8条 知事は前条の規定による審査の結果に基づき、事業計画を認定するものとし、認定をしたときは速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

(認定の有効期間)

第9条 前条の規定による認定の有効期間は、認定の日から5年間とする。

(認定内容の変更)

第10条 認定企業は、第8条の規定による通知を受けた後、申請した内容に変更が生じたときは、変更後速やかに変更届出書（様式第5号）を、知事に提出しなければならない。ただし、認定事業の目標達成に影響を及ぼさない軽微な変更についてはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、認定事業の目標達成に大きく影響を及ぼす等、著しい変更が生じるときは、事業認定変更申請書（様式第6号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第11条 知事は、前条第2項の規定による変更申請書の提出があった場合において、当該変更申請書に係る変更の内容が適正であると認めたときは、承認するものとする。

2 知事は前項の規定による承認をするにあたり、必要と認める場合には、審査会の意見を聞くことができる。

(状況報告)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、認定をした者に対し、期間を定め、事業計画の進捗状況等について、口頭又は文書により報告を求めることができる。

2 前項の報告を求められた者は、別に定める期日までに知事に報告しなければならない。

(認定の取消し)

第 13 条 知事は、認定をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第 5 条の規定による要件を欠くに至ったとき
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき
- (3) 事業計画を中止又は廃止したとき
- (4) 第 12 条第 2 項の規定に反するとき

(雑 則)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 7 年 6 月 1 8 日から施行する。